



災害直後！ 応急修理制度

応急修理制度 (災害救助法)



大規模半壊・半壊の世帯
70.6万円 (2023)
準半壊の世帯
34.3万円

窓口

自治体

誰に

準半壊以上の、り災
証明をもらった世帯
(使うと修理後は
仮設住宅、公費解体
の利用不可にも)

業者に修理を頼む
前に自治体に相談

- ・被災住宅の修理の補助制度です
- ・半壊以上の人は70.6万円、準半壊の人は34.3万円の修理補助が受けられます
- ・「自分の資力では修理できない人」が対象ですが、**所得証明書などでの資力審査は現在行われていません**
- ・お金をもらう制度ではなく、自治体が修理契約の一部を引き取る制度なので、**契約前、最悪でも業者にお金を払う前に、自治体に相談**する必要があります
- ・**修理の対象**は細かく限定されています
(直近の被災自治体のHPなどで、どの工事が対象になるか確認して下さい)
- ・応急修理制度を使うと、修理後は仮設住宅には入れませんし、公費解体制度も利用できなくなります(**併給禁止** 利用判断は慎重に!)



災害直後 2 基礎支援金



基礎支援金

(被災者生活再建支援法)



①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 ③長期避難世帯

100万円
大規模半壊
50万円

窓口
自治体

誰に

左の条件を満たす世帯(賃借人も)。特に②③は不明なら要相談
(単身は4分3の金額)

所得条件なし。お金の使い道も制限なし

・所得条件も、用途の限定もないので、この給付の対象になる罹災証明書もらった人にとっては、罹災証明書が**小切手になる**ぐらいの価値があります

・中規模半壊以上が対象と、誤った説明がされることがありますが、**半壊の人や、地盤に被害ある人が、建物を「解体」**した場合には、全壊の人と同じ給付を受けられます

・この「解体世帯」は、**やむを得ずの解体**が必要とされますが、審査は厳格でなく、修理に相当金額(たとえば500万円程度)がかかる場合には、やむを得ない解体と認めてもらえる運用です

・解体世帯として基礎支援金をもらうためには、解体後の**滅失登記**まで必要です



災害直後3 災害援護資金貸付



災害援護 資金貸付 (災害弔慰金法)



借入最大350万円
(全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)

窓口

自治体

誰に

災害で負傷したり、
家財の損害、住宅の
全半壊などがある人
(所得条件あり)

返済期間10年。当
初3年間は無利子

・**所得要件**がかなり厳しいので
ご注意を

(1人世帯220万円、2人世帯430万円、3人世帯620万円、4人世帯730万円など)

・**当初3年**は返済なし、無利子です

・4年目からの利子は**条例(自治体)**
によって異なります(ずっと無利子の
自治体もあります)

・家財の3分の1の損害で150万円
まで借りられるので、水害の際などは、
床上浸水世帯では利用がしやすい
です

・社協の貸付制度も検討しましょう



そのすこしあと！ 応急仮設住宅

仮設住宅 (災害救助法)



原則最長2年間
(特定非常災害適用
なら延長可能性も)
家賃無料
(光熱費は負担必要)

窓口

自治体

誰に

居住できる家がなく
自分の資力では住宅を
確保できない人
(半壊でも入居可能性)

入居に所得条件あるも
運用は自治体で様々

・応急修理制度と違い、仮設住宅(建設型、借上げ型、トレーラーハウス型など)を提供するかは自治体の裁量です。そのため、発表が遅れる傾向にあります

・大きな災害では、半壊以上の世帯に利用対象が拡大されることが多いです
(ただし、特に、賃貸住宅の半壊世帯などには、本当に居住できないのかなどが、写真を提供させるなどして、厳しく審査される傾向もあります)

・期間は原則最長2年です
ただし、特定非常災害の場合には、延長の可能性もあります

・「自らの資力で住宅を確保できない人」が対象ですが、厳密な資力審査をする自治体はあまりありません



その少し後 2 公費解体制度



公費解体 (環境省の補助制度)



建物を無償で
解体・撤去
(お住まいの自治体の
発表情報を確認)

窓口

自治体

誰に

原則全壊が対象だが、
特定非常災害などでは、
半壊以上の建物に拡大されることも

所得条件なし。
自費解体後に費用
償還されることも

- ・環境省の、廃棄物処理事業の一環（自治体への補助制度）です
- ・制度利用自体は自治体の判断なので、自治体に確認しましょう
- ・原則、全壊の建物（住宅だけでなく一部の事業所も）が、無償の解体、撤去の対象です
- ・例外的に、特定非常災害のときや、自治体が独自の財源で対象拡大を決めたときには、半壊以上、大規模半壊以上などに、対象が広がります
- ・先に自費で解体してしまった人も、遡って費用償還の対象にしてもらえることが通常です



その後すこしあと3 雑損控除



雑損控除

(医療費控除に類似)

税務署

所得の10%を超える
部分の損害額が所得
控除されて、所得税、
住民税が減免になる

窓 口

税務署に確定申告

誰 に

住宅・家財・車両・お墓
などの損害や災害関連
費の支出がある人

家財の損害額不明
でも推定規定あり

・多くの人が知っている「**医療費控除**」とほとんど同じ仕組みです。その災害版で、所得税、住民税が減免されます。

・その年の所得の10% (たとえば所得300万円なら30万円) を超える損害が発生したら、**確定申告**を検討して下さい

・**保険金**でもらった分は損害から引かれますが、たとえば住宅の火災保険をもらっても、家財の損害からは差し引かれません

・特に、**家財の損害**は、国税庁がものすごく大きな金額を推定してくれています (家財の金額を証明する必要がありません)

・所得を超える損害があった場合には、**3年間、繰り越せる**ので、3年間、所得税、住民税が0円になる人もです



その後 | 加算支援金



加算支援金

(被災者生活再建支援法)



建設・購入で **200万円**
修理で **100万円**
民間貸借へ **50万円**

* 中規模半壊は上の半額
がもらえる(基礎支援金なし)

窓口

自治体

誰に

基礎支援金をもらった
世帯又は中規模半壊世
帯が住宅再建をする時
(単身は4分3の金額)

一度転居して、その後
再建・修理した場合でも
左の金額までもらえる

- ・原則、**基礎支援金をもらった人**が、これに加算してもらえる給付金です
- ・ただし、新設された**中規模半壊**の人は、この加算支援金だけがもらえます(しかも半額です)
- ・基礎支援金と違って、実際に住宅再建(建設とか購入とか修理とか転居とか)をすることが前提で、**証明する資料**の提出が必要です
- ・原則、災害から**37か月以内**の申請が必要ですが、申請期限が延長されることもあります
- ・**長期避難世帯**の人は、この認定が解除されてしまうと、加算支援金が申請できなくなります(認定中に申請の必要があります)



その後 2 被災ローン減免制度



被災ローン 減免制度 (自然災害ガイドライン)



預貯金500万円・家財
保険金・各種支援金
などを手元に残し、ローンの
減額・免除の可能性あり
*ブラックリストに載らない

窓口

弁護士会に相談を

誰に

災害救助法の災害で
住宅ローンなど個人
のローンの支払が
難しくなった人

自己破産や返済交
渉の前に検討を！

- ・対象は、住宅ローン、教育ローン、車のローンなど「**個人**」の借金のみです
- ・自己破産と違い、次のような**メリット**があります
 - ① 手数料がかからない(国が負担)
 - ② 弁護士が手続を支援してくれる
 - ③ 残せるお金が破産のとき(99万円)よりかなり大きい(人によっては1000万円以上)
 - ④ 制度を利用してもブラックリストに載らない
 - ⑤ 保証人に請求されないこともある
- ・住宅ローンが残っているのに、自宅が被害を受けて住めなくなってしまった人がこの制度を使う典型例です
- ・個人のローンの返済が難しくなった人は、まずは**弁護士会に相談**しましょう



・住宅金融支援機構（昔の**住宅金融公庫**）による被災者のための住宅再建の融資制度

・建設や購入資金を借りる場合は、**半壊以上**のり災証明書が必要です（**抵当権**を設定します）

・修理費用を借りる場合は、**一部損壊**のり災証明書でも大丈夫です

・**通常**の住宅ローンと同様の制度（親子リレーローンなどもあります）と、**高齢者の返済特例**（リバースモーゲージ型）の両方があります

・高齢者（60歳以上）の返済特例（リバモ）では、毎月の**返済が利息のみ**になります（600万円借りるごとに毎月の返済1万数千円のイメージ）

・高齢者の返済特例（リバモ）では、元金部分は、死亡時に建物を売却するなどして返済します（**売れなくても相続人に請求されません**）

その後 3 災害復興住宅融資



災害復興
住宅融資
(高齢者返済特例も)



建設・購入
半壊以上
修理(補修)の融資
一部損壊以上

窓口

住宅金融支援機構

誰に

住宅の修理費用や
再建費用を借りたい人

60歳以上なら不動産を担保に、利息のみの返済の**高齢者返済特例**も